

提出用フォーマット

2023年8月14日

意見提出者名	在日米国商工会議所 (ACCJ)
--------	------------------

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」に関する意見

(該当するページ：全般)

透明性の確保は公正性、明確性、予見可能性を高め、規制の制定および施行における質の向上につながるため、規制を策定するプロセスにおいてきわめて重要なことである。ワーキンググループは、第49回から第51回会議までの事務局の本主題に関する資料、並びに第42回から第46回会議の事務局資料の一部を一般に公開していなかった。

また、透明性を保証する最も効果的な方法は、幅広い層のステークホルダーが自身に影響を及ぼす規制、手続き、行政決定の策定プロセスに関わり、全ての関係者が時宜に則した全面的な情報公開に基づく説明を受けられるようにすることである。加えて、明確で、一貫性のある、詳細な書面の交付によって透明性はさらに向上する。従って、規制等に関する情報は、すべての市場参加者が妥当な範囲で入手できるような方法で提供されるべきである。

在日米国商工会議所 (ACCJ) は、「モバイル・エコシステムに関する競争評価中間報告」に対するパブリックコメントにおいて、日本政府に対して、透明性のある政策形成手続きを確保することを求めたが、未だに改善がなされていないことに落胆しており、再度、これを改善するよう一層強く求める。機密保持を維持しながら可能な範囲内で、審議のための会議も公開し、事務局資料や議事録を速やかに公開するべきである。

(該当するページ：全般)

十分な審議期間：

最終報告の主題は多岐にわたり、それぞれの主題について徹底的かつ入念な審議が必要である。

政策が最も効果を発揮するのは、立案の過程でステークホルダーに有意義な参加機会が与えられている場合であると考えられる。このような機会を活用するために、政府と企業の間で技術的可能性や社会的影響に関する健全な分析に基づいた建設的かつ問題解決につながる対話を持つことが欠かせず、そうすることで、日本政府が最終的に達成したいと考えている、公正な競争とイノベーションを促進する win-win の解決策に到達することができる。引き続

き、1つ1つの課題について丁寧に様々なステークホルダーとの対話を持つよう、日本政府に要請する。

(該当するページ：全般)

ステークホルダーによる審議とその参加：

社会全体の経済的福祉を確保するために、企業はどのように消費者保護や社会およびデジタルインフラの維持をサポートできるかを含め（ポジティブ・ネガティブなもの双方について）自らが社会に及ぼす影響に対して責任を持つと考える。民間企業は経済の繁栄や持続可能な社会の構築に重要な役割を果たしており、必要とする人々に便益をもたらす革新的で高品質な商品やサービスを提供し、これらに投資することもその一環である。

ステークホルダーは、多面的な観点から異なる見解を持っている。従って、それらの見解およびこの分野の関連するステークホルダーの両方を考慮し、包括的な方法で十分に検討を行う必要がある。

また、デジタル市場競争本部は、公正取引委員会、経済産業省、内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会、総務省および/またはデジタル庁など関連省庁と連携し、デジタル市場競争本部およびワーキンググループが提案する対応オプションとこれらの省庁の取組みが一致しているかどうか徹底的に検討する必要がある。

(該当するページ：全般)

ステークホルダーは、セキュリティに関して異なる見解を持っている。全ての主要な論点を網羅するために、どの見解にも十分に対応すべきである。特に、政策の直接の影響を受ける端末利用者のセキュリティに関する見解や当該影響を分析するセキュリティ専門家の意見を十分に聞くことは重要であり、日本政府は不利益を端末利用者に押し付けることがないように留意する必要がある。

(該当するページ：28頁-30頁)

ステークホルダーは、共同規制および事前規制の組み合わせを基とした最終報告の枠組みに関して多様な見解を持っている。

共同規制については、特定デジタルプラットフォーム提供者による定期報告の提出、モニタリング会合でのヒアリングや議論を経て、先ごろ経済産業大臣評価が初めて公表されたところで、大臣評価では特定デジタルプラットフォーム提供者による改善がなされたことが示されている。このように、共同規制の運用は2023年現在、まだ2年目の途中であり、現行の共同規制の課題が明らかになったわけでもそのような課題がステイクホルダー間で共有されている段階でも必ずしもないと思う。

公平かつ公正な市場環境を確保するとともに、イノベーションの活性化や消費者の利益の最大化を図る観点から、日本政府は十分な立法根拠に基づき、規制対象となる分野を限定するなど、規制のあり方に留意するべきである。

(該当するページ：35 頁—38 頁)

日米パートナーシップ：

一般的に、各国政府は、市場の安定化や産業の対策に取り組むにあたって、少数の米国企業を標的とした外国企業の市場参入者に比べ国内企業を不公平に優遇するような政策は避けるべきである。ステークホルダーとの議論において、デジタル市場競争会議の最終報告では Apple と Google という米国に本拠を置く米国企業を明示する一方で、規模の基準（最終報告書で「一定規模以上の」という用語が複数回使用されている）は明確に記載されていない。しかしながら、過去2年以上にわたる議論における主たるかつ唯一の対象であったことから、これら少数の米国企業が対象であることは合理的に推認される。

この観点から、ACCJ は、米国の政策が様々な角度から検討されていることも考慮して、十分に時間をとって対話を重ね両国の制度の調和を図るよう求める。

さらに、国家安全保障や経済安全保障の議論を率いている政府関係者、政治家、専門家、事業者とも慎重な検討をすべきである。中間報告以降、オブザーバーとして関係省庁がワーキンググループに参加していた事実は認識しているものの、最終報告書は多角的な検討が行われたことが見て取れるものとはなっておらず、経済安全保障やサイバーセキュリティなどの観点からも考察が行われるべきである。

日米両国は、二国間の強力な取組みにより、ビジネス環境に関する課題に加え、サイバーセキュリティや経済安全保障の観点からの調和を取ることを通じて、将来的な経済発展を形成する主導的な役割を共同で担うべきである。

(該当するページ：172 頁—173 頁、176 頁)

最終報告は、OS プロバイダーがサードパーティに対して OS 等の機能へのアクセスを認めることを義務付けるべきとし、場合によっては無償でアクセスの義務付けを検討するとしている。しかしながら、OS 等の機能は、特許権、実用新案権、意匠権および著作権等の知的財産権として保護されている場合が多い。知的財産権により保護された OS 等機能へのアクセスを強制的に行わせることは、特許法、実用新案法、意匠法が規定する裁定制度の範囲を超えており、また、著作権法の制限規定にも根拠がなく、現在の日本の知的財産制度下で認められていないものとする。米国企業が創作したソフトウェアについてのみ、日本の現行知的財産制度で認められていない知的財産権への制限を課すことは、知的財産保護制度そのも

のにとって害となりうるものである。

一般論として、知的財産権の保護は、投資の収益化を実現することで企業の投資を促していくイノベーション創造の基盤である。特許や著作権、営業秘密など知的財産にも関わる制度的な検討については、事業者のイノベーションに向けた取組みを妨げることとなってはならない。

日本政府は、この規制が、現行法制度の枠組みや、日米デジタル貿易協定が定めるデジタル・プロダクトの無差別待遇に違反することについて十分に評価すべきである。また、TRIPS 協定および他の国際条約の順守の奨励を始めとして、日本がこれまで国際的に知的財産権保護の取組みを主導してきたにもかかわらず、他国の創作物に関して一方的に知的財産権を弱める政策を採択すれば、他国が追随して様々な例外や抜け道を用意するなどの国際的な影響が考えられ、当該懸念の規定への適合性を十分に考慮して厳に差し控えるべきである。